- ・ 主たる事務所の所在地を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁に正本1通、副本1通の合計2通提出してください(別途届出者 控え1通。業界団体提出分がある場合はそちらも持参)。副本は証明書類・写真を含め、コピーで可(モノクロ可)。 ・以下の書類のほか、審査の上で別に書類の提出等が必要となる場合があります。
- (法人、個人の別や役員の役名の変更等で、以下に該当しない場合もあります)

〇宮崎県知事免許

(宅地建物取引業者 名簿登載事項変更届出:従業者異動届出等) 書類一覧・順序

書類提出前に、この「書類一覧・順序」で必要書類の漏れがないか御確認ください。 履歴事項全部証明書のホッチキス等すべて外し、ダブルクリップ等でとめて御提出ください。

Ψ ς	- 切順庁で該当者類切が岬旋山へたさい。																							
			行 代表者		役員等 (代表除く)		主た	庙	政令 使用人		専任の 宅地建物 取引士			従た			従業者			記	記	備考		
順	変更内容	号又			就退氏任任名		Æ	るす	就	il li	F I	計	11 上		る 事			ス	退	車	職	氏	入 例	考
		へは	代	名	就任	任	名	争	任	任	名	任任	壬名		ž	野努		社	社	務	職.	名	ניס	1
		名	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$		奶所								折		•	•	所	内		頁	頁
序		称	個人		役幣	役幣		所						設	事	所	廃	他	他	間異動	容			1
/ 1			業		職変	職変		在						置	務	在	止	出台に	部門	異	変 声			
	*** o 4 14		業者		変 更	多 再		地								地		か	√	到	丈			
	書類の名称		は不		含	更含									名			5	異					
			小可		更含む	む												ら異動	動					
			'))												動						
1	遅延理由説明書				変貝	Ē,	異!	動後	後30	日以	内	に履	出	がさ	れ	なた	うつ	たり	易合	ì			別途	
	【様式第三号の四】宅地建物取引業者																							
	名簿登載事項変更届出書									\cap		\sim						_		$\overline{}$	_	_	1	
$\frac{2}{3}$	(第一面) 商号、代表者に関する事項 (第二面) 役員に関する事項	0	0	\cup	00	0	0	0	0	0		0 0) (0	0	0	╟─				-	2	7
$\frac{3}{4}$	(第三面) 役員に関する事項 (第三面) 事務所等に関する事項							0	0		\circ			С		0	0	1					3, 5	- 8
5	(第四面) 専任の宅地建物取引士に関する事項										_	0) (-	-	4, 6	9
6	添付書類(2)誓約書		\bigcirc		0				0		T										_	寸	10	
7	添付書類(3)専任の宅地建物取引士設置証明書										(0)									ヿ	11	
8	専任の宅地建物取引士に係る宅地建物取引士証の写し										(0											12	
9	添付書類(5)事務所を使用する権原に関する書面							\circ						С)	0		<u> </u>					13	
10	事務所の賃貸借契約書又は使用貸借契約書、(転借)事務所使用 承諾の書面(共同住宅)管理規約・使用承諾書 の写し等							*5						* 5		*5		L					\angle	<u>:</u>
11	添付書類(6)略歴書		\circ		0				0		_	0						₩_		—		4	14-16	
12	申立書				a. 1	a. 1	a. 1					×10											17	-
13 14	(様式第7)従業者異動届出書 従業者証明書の写し		0	+-	*1	*1	*1		*2	-+	_	○ (*2		_	1		0	0	0	0	_	\bigcirc	18	
15	添付書類(9)身分証明書	-	\circ		()		* 1		0		\sim	0		+							+	$\overline{}$	19	\vdash
16	添付書類(10)登記されていないことの証明書		\circ		0				\circ		_	0		+							_	十	20	:
17	添付書類(11)事務所付近の地図		Ŭ)			\bigcirc)		T	_		С)	0						7	21	\equiv
18	事務所の平面図又は間取図							\bigcirc						С		0							22, 23	
19		*6	*7	*7				\bigcirc			*	*8	7 *	7 C)	0		L					24-26	:
20	添付書類(15)登記事項証明書(履歴事項全部証明		\circ	0	0	0	0	\circ						*11		*11	*11			l			27	:
0.1	書。 <u>法人業者)</u> 【様式第八号の二】従業者名簿の写し			_		_	_				4			-				⊩			-	\dashv		:
21	「一種技術を表現である」 「一種技術を表現である。 「一種技術を表現である。」 「一種技術を表現である。」 「一種技術を表現である。 「一種技術を表現である。」 「一種技術を表現である。」 「一種技術を表現である。 「一種技術を表現である。」 「一種技術を表現である。 「一種技術を表現である。 「一種技術を表現である。 「一種技術を表現である。 「一種技術を表現である。 「一種技術を表現である。 「一種技術を表現である。 「一種技術を表現である。 「一種技術を表現である。 「一種技術を表現である。 「一種技術を表現である。 「一種技術を表現である。 「一種性性を表現である。 「一述を表現である。 「一述を表現である。 「一述を表現である。 「一述を表現である。 「一述を表現である。 「一述を表現である。 「一述を表現である。 「一述を表現である。 「一述を表現である。 「一述を表現である。 「一述を表現でなる。 「一述を表現である。 「一述を表現でなる。			\cap	-		\cap			(\neg	0 (ノ *!	3				⊩	-		\dashv	\dashv	28-30	\vdash
	別途提出									,				_							_	_		
\vdash	別処後山 【様式第三号の二】宅地建物取引業者免許証										-			Т	T	T	T	-	_		_	\neg		-
	書換え交付申請書	\circ	\circ	0				\circ												l			別途	:
	宅地建物取引業者免許証	\bigcirc	\circ	\bigcirc				0			T			ı								1		
	【様式第七号】宅地建物取引士資格登録簿	Ť	1								1			$^{+}$							_	十		
	変更登録申請書		*4	*3	*4	*4	*3		*4	*4 *	*3 *	*4 *	4 ()			*4	*3	*3	l	3	*3	別途	:
	1 従業者を兼ねている場合(役職変更の場合は、かつ																			\downarrow				
*	2 元々当該業者で宅建業に従事していたが就任前行	後て	で従	事~	する	事	務月	斤が	異力	なる	場	合又	は	元々	当計	亥				宅				
	業者で宅建業に従事していなかった場合																	建業	建	建業	建			
	3 宅地建物取引士である場合 4 宅地建物取引士であり、就退任前後の従事先(j	东岩	÷∇	111	名称	K)	が早	見た	スは	是合								に		兼に				
	5 賃貸借又は使用賃借、転借、共同住宅の一部に				⊟ 1/1	' /	· > =	4.9	· 27	∞ ⊔								従		に従				
	事務所の写真 *6…②④、*7…④、*8…④⑤、○	は(1)~	-(5)		T												事す		事				
	①建物外部全体、②事務所の出入口、③事務所に										_							ろ	L	\mathcal{O}	\mathcal{O}			
	④業者票(設置、所在地移転の場合はプラス報												:					ょ		ま				
	9 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書を提 10 専任の宅地建物取引士が同一事業体内で兼業して						` 1	C ()	チし	J . C.	P	нΊ								ま	ま			
	10 号任の宅地建物取引工が同一事業体内で兼業し 11「営業所 扱いで登記していない場合を除く。	C V	٠,٧)	<i>70</i> 7 1	╛┪	۳													なっ					

留意事項

- 事務所について、地番表記が変わらなくても建物を建て替える(た)場合等又は電話番号が変更になる(った)場合は御連絡ください。変更届出に準じた処理が必要です。
- ・用紙は原則として日本工業規格A4 (A4以上の賃貸借契約書、平面図等のみA3で提出可)に統一し、片面印刷で提出してく ださい。

った

- ・「遅延理由説明書」は、遅延理由説明及び今後の届出期限の遵守を誓約する旨の記載があるもので、記名があるもの。・身分証明書、登記されていないことの証明書、登記事項証明書、戸籍抄本は、用紙に貼付せず、そのまま提出してください (受付日以前3月以内に発行されたもの)。